

市政ひろば

西淡4小学校 阿那賀小学校で閉校式

今年の四月一日から、津井小学校（児童数六十五人）、丸山小（同五十二人）、伊加利小（同二十九人）、阿那賀小（同三十四人）の四校が統合し、辰美小学校になります。阿那賀小学校では、一月二十九日、閉校式が行われ、地域の人や卒業生ら約二百人が詰めかけました。午前には、小学生の学習発表会として児童らによる劇、

午後からは、同校卒業生の俳優・山口崇さんを招いて、講演「故郷は永遠なり」と題して講演が行われ、思い出を話し、別れを惜しみました。



地区に伝わる伝統芸能「傘踊り」を披露する児童

南あわじ市観光 マップを作製 うず潮・慶野松原などの名所が満載

市内の各所を紹介する「南あわじ市観光マップ」



南あわじ市では、観光客に市の観光地を紹介した「南あわじ市観光マップ」を作製しました。同冊子は昨年十二月から編集に取り掛かり、一月末に完成。A4判四ページで見やすく使いやすくとめられています。表紙ではうず潮と慶野松原、淡路人形浄瑠璃、コアラ、淡路ふれあい公園などの代表的な観光資源を写真掲載。見開

きでは市内の地図を載せて、温泉や七福神、主な観光施設など二十七か所をイラストと案内文で紹介しています。また、裏面には市内へのアクセス方法や、観光施設や温泉施設、海水浴場などの営業時間や入館料を記載しています。二月上旬から市内の観光施設や各庁舎、観光協会案内所に置かれ、島内外の方々に配布しています。

西淡第二庁舎がバリアフリーに エレベーター・身障者用トイレを設置

老人や身体障害者などにやさしい庁舎を目指し、西淡第二庁舎で整備を進めていたエレベーターと身障者用トイレが一月三十一日に完成しました。

同庁舎は旧西淡町民センターで西淡公民館と連結。以前からエレベーターの要望が多く、昨年十一月十六日からエレベーターの整備と、それに合わせて身障者用トイレの整備も進められていました。エレベーターは十一人乗りで三階まで。二階に公民館へのスロープが設けられ、車椅子の方も安心して催し物を観覧できるようにしました。身障者用トイレは男女兼用で一階に設置。蛍光灯と手洗いは感知式になっています。利用者からは、「これから気軽に催し物を見に来れます」と話していました。



西淡第二庁舎に設置されたエレベーター

医療福祉一口メモ

南あわじ市国民健康保険被保険者証(保険証)、介護保険被保険者証などが3月1日から新しくなります

3月1日の保険証更新にともない、次の保険証等をお持ちの方へ2月末日までに、郵送により新市の保険証等をお届けいたしました。

- ▼国民健康保険
国民健康保険証（短期証・資格証明証を含む）、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
- ▼老人保健
老人医療受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証
- ▼福祉医療
老人医療費受給者証、障害者医療費受給者証、乳幼児医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証
- ▼介護保険
介護保険証

これらの保険証等は、南あわじ市として新たに発行しておりますので、当然、皆さまの被保険者番号（保険証番号）全てが旧町の番号から新番号に変更されています。3月1日からの受診等の際には、必ず新しい保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。

万一、保険証等が届いていない場合は、下記までお問い合わせください。特に国民健康保険の保険証については、受領印を必要とする配達記録で送付していますので、不在の場合は届いていない時もあります。これは、身分証明としての効力をもつ大切な保険証を換金等の事故から守る安全対策ですのでご了承願います。

旧町発行の保険証等は各庁舎総合窓口センター・連絡所・出張所にお返しいただきますようお願いいたします。なお、介護保険証は返却の必要はありません。

▽問い合わせ 保険課 ☎44-3003

国民年金制度が変わります 4月から口座振替早割引(早割)がスタート

口座振替を利用し、毎月の保険料を納付期限より一か月早く納めると、保険料が割引になる口座振替早割引制度(早割)が平成十七年四月からスタートします。それに伴い、一年分・六か月分保険料を前もって納める前割についても口座振替を利用すると、現金で前納するよりもさらに割引になります。

▽申込み方法

「国民年金保険料口座振替納付(変更) 申出書」(以下申出書)に必要事項を記入し、口座振替希望の金融機関・郵便局、または社会保険事務所に提出してください(申出書は金融機関、郵便局、社会保険事務所の窓口にあります)。

割引額	平成17年度保険料(月額13,580円)	1年あたり3,420円お得!						
○1年分を前納(口座振替利用)した場合	<table border="1"> <tr> <th>定額保険料(1年分)</th> <th>1年前納(現金納付)</th> <th>1年前納(口座振替利用)</th> </tr> <tr> <td>162,960円 (13,580円×12か月)</td> <td>160,070円</td> <td>159,540円</td> </tr> </table>	定額保険料(1年分)	1年前納(現金納付)	1年前納(口座振替利用)	162,960円 (13,580円×12か月)	160,070円	159,540円	6か月あたり930円お得!
定額保険料(1年分)	1年前納(現金納付)	1年前納(口座振替利用)						
162,960円 (13,580円×12か月)	160,070円	159,540円						
○6か月分を前納(口座振替利用)した場合	<table border="1"> <tr> <th>定額保険料(6か月分)</th> <th>6か月前納(現金納付)</th> <th>6か月前納(口座振替利用)</th> </tr> <tr> <td>81,480円 (13,580円×6か月)</td> <td>80,820円</td> <td>80,550円</td> </tr> </table>	定額保険料(6か月分)	6か月前納(現金納付)	6か月前納(口座振替利用)	81,480円 (13,580円×6か月)	80,820円	80,550円	月々40円お得!
定額保険料(6か月分)	6か月前納(現金納付)	6か月前納(口座振替利用)						
81,480円 (13,580円×6か月)	80,820円	80,550円						
○1か月分を口座振替の毎月納付(当月末振替による早割)にした場合	<table border="1"> <tr> <th>定額保険料(1か月分)</th> <th>毎月納付(当月末振替による早割)</th> </tr> <tr> <td>13,580円</td> <td>13,540円</td> </tr> </table>	定額保険料(1か月分)	毎月納付(当月末振替による早割)	13,580円	13,540円	※現金納付には1か月の早割はありません。		
定額保険料(1か月分)	毎月納付(当月末振替による早割)							
13,580円	13,540円							

▽申込みに必要なもの
預(貯)金通帳、預(貯)金通帳届出印、国民年金保険料納付案内書または年金手帳
▽問い合わせ 明石社会保険事務所 ☎078-9164916

忘れずお早めに 所得税・市県民税の確定申告

所得税の確定申告

平成十六年分所得税の確定申告の受付は、三月十五日(火)までです。期限間近となりますと大変混雑しますので、保険料控除証明書や源泉徴収票、事業の収支内訳書などの必要書類を添えて、早めに申告しましょう。申告相談会場は、広報二月号と市のホームページに掲載しています。

税金の納め忘れはありませんか

税金には多くの種類があり、納付する期日も異なっています。家族の方の名義分を含めて、税金の納め忘れはございませんか。今一度ご確認ください。

納期限を過ぎて納付されない場合は、督促状を自宅に発送することになります。それでも納付されない場合は、滞納処分をすることとなります。

諸事情により納付が困難になった場合は、滞納のままにせず、**税務課徴収係と納付方法についてご相談ください。**長期滞納のまま放っておくと、納期内に納められていない人との公平性を欠く事になりますので、法に基づき差し押さえ、財産の公売等を行います。市税に充てることとなります。

確定申告は 3月15日(火) まで!